令和2年度

8月補正予算の概要

（8月7日専決分）

八代市

令和2年度8月補正予算（8月7日専決分）

（単位：千円）

会計名	補正前の額	補正額	計	前年同期比
一般会計（第8号）	77,667,500	11,031,600	88,699,100	37.0%
特別会計	34,252,486	36,721	34,289,207	△ 1.8%
介護保険（第1号）	14,471,582	121	14,471,703	△ 0.5%
ケーブルテレビ事業（第1号）	22,670	36,600	59,270	161.5%
その他	19,758,234	0	19,758,234	△ 2.8%
企業会計	8,475,340	196,000	8,671,340	13.2%
簡易水道事業（第2号）	453,687	196,000	649,687	皆増
その他	8,021,653	0	8,021,653	4.7%
合計	120,395,326	11,264,321	131,659,647	22.7%

一般会計事項別明細

【歳　入】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	15,658,929		15,658,929
2 地方譲与税	621,100		621,100
3 利子割交付金	8,000		8,000
4 配当割交付金	32,000		32,000
5 株式等譲渡所得割交付金	30,000		30,000
6 地方消費税交付金	2,950,000		2,950,000
7 ゴルフ場利用税交付金	7,000		7,000
8 環境性能割交付金	21,000		21,000
9 地方特例交付金	88,000		88,000
10 地方交付税	14,780,798	1,231,344	16,012,142
11 交通安全対策特別交付金	19,000		19,000
12 分担金及び負担金	392,916	12,660	405,576
13 使用料及び手数料	780,560		780,560
14 国庫支出金	24,542,861	5,349,973	29,892,834
15 県支出金	5,350,010	594,491	5,944,501
16 財産収入	69,127		69,127
17 寄附金	324,835	9,443	334,278
18 繰入金	1,418,247	455,789	1,874,036
19 繰越金	1,105,000		1,105,000
20 諸収入	954,617		954,617
21 市債	8,433,500	3,377,900	11,811,400
22 法人事業税交付金	80,000		80,000
歳入合計	77,667,500	11,031,600	88,699,100

【歳　出】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	372,065		372,065
2 総務費	20,950,892	47,407	20,998,299
3 民生費	24,570,310	634,195	25,204,505
4 衛生費	4,546,886	3,086,012	7,632,898
5 農林水産業費	3,608,289	1,556	3,609,845
6 商工費	2,536,382		2,536,382
7 土木費	4,934,513	4,456	4,938,969
8 消防費	3,128,326	896	3,129,222
9 教育費	5,842,287	5,760	5,848,047
10 災害復旧費	745,845	7,251,318	7,997,163
11 公債費	6,252,255		6,252,255
12 諸支出金	159,450		159,450
13 予備費	20,000		20,000
歳出合計	77,667,500	11,031,600	88,699,100

一般会計補正予算

（単位：千円）

款	補正額	主要事項		特定財源	
【総務費】	47,407				
		広報広聴活動事業（豪雨災害）（秘書広報課） 令和2年7月豪雨を一部の地域のこととしてではなく、本市全体のこととして捉え、市民の復旧・復興への意識を高揚させるため、生活再建の取組や支援策等を記載し、現在、被災地域等に配布している災害臨時号を冊子として取りまとめ、広報やつしろと一緒に配布する経費について補正するもの。 ・8月号　：　660千円 ・9～3月号　：　6,083千円	6,743	寄附金	6,743
		各種損害保険加入事業（豪雨災害）（資産経営課） トヨタ自動車株式会社から、令和2年7月豪雨の復旧・復興にしようするために無償貸与される車輛に対し、任意保険をかける経費について補正するもの。 ・無償貸与分任意保険料　：　226千円	226	繰入金	226
		市庁舎管理運営事業（坂本支所）（豪雨災害）（坂本支所地域振興課） 令和2年7月豪雨にて坂本支所庁舎が被災したため、仮設庁舎を設置するまでの期間、坂本町内で窓口業務等のサービスを再開させるため、コンテナハウスを設置する経費等について補正するもの。 ・廃車手数料　：　435千円 ・コンテナハウスリース料　：　2,441千円 ・電話設備リース料　：　462千円 ・発電機リース料　：　142千円 ・イントラネット回線工事　：　974千円 ・公用車購入　：　1,048千円（1台）	5,502	市債 (100%) 繰入金	4,800 702
		復興推進事業（豪雨災害）（復興推進課） 令和2年7月豪雨にて被災した坂本地域の早期復興に着手するため、坂本町復興計画の策定を委託する経費等について補正するもの。 ・消耗品費　：　480千円 ・坂本町復興計画策定委託　：　19,000千円 ・公用車リース　：　216千円	19,696	繰入金	19,696
		生活交通確保維持事業（豪雨災害）（企画政策課） 令和2年7月豪雨にてＪＲ・バス等の幹線交通が運休している坂本地区の生活移動を支援するため、代替輸送を委託する経費について補正するもの。 ・代替輸送運行委託　：　9,027千円	9,027	繰入金	9,027
		被害家屋等認定調査事業（豪雨災害）（資産税課） 被災者の生活支援に資する罹災証明書の発行に必要な被害認定の二次調査に係る経費について補正するもの。 ・レンタカー賃借料　：　259千円（4台）	259	繰入金	259
		戸籍住民基本台帳事務事業（豪雨災害）（市民課） 令和2年7月豪雨により坂本支所が被災したことに伴い、紙で保存していた除籍簿の修復と戸籍システム用端末の購入に要する経費を補正するもの。 ・除籍簿修復委託料　：　1,298千円 ・備品購入費　：　601千円	1,899	繰入金	1,889

<table>
<tr><th>款</th><th>補正額</th><th>主要事項</th><th colspan="2">特定財源</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<u>番号制度導入事業（豪雨災害）（市民課）</u> 83
令和2年7月豪雨により坂本支所が被災したことに伴い、住民基本台帳ネットワーク機器を新たにリース契約するための経費を補正するもの。

・機器使用料　：　83千円

【債務負担行為の追加】　単位：千円
<table>
<tr><th>事　　項</th><th>期　間</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料（坂本支所分）</td><td>令和3～6年度</td><td>564</td></tr>
</table>

<u>国勢調査事業（文書統計課）</u> 3,972
国勢調査におけるインターネット回答促進、及び新型コロナウイルス感染症対策として、スマートフォンリース、マスク・除菌スプレー等を購入する経費について補正するもの。

・マスク・除菌スプレー等購入　：　787千円
・スマートフォン等通信料　：　1,028千円
・スマートフォン等リース　：　1,947千円
・会場使用料　：　210千円
</td><td>繰入金

県支出金
(10/10)</td><td>83

3,972</td></tr>
<tr><td>【民生費】</td><td>634,195</td><td>
<u>特別会計繰出金事業（介護）（豪雨災害）（長寿支援課）</u> 121
令和2年7月豪雨にて坂本支所が被災したことにより、使用不能となった介護認定調査員用パソコンのリース契約に要する経費を一般会計から繰出しするもの。

・特別会計繰出金　：　121千円

<u>老人福祉対策一般事務事業（豪雨災害）（長寿支援課）</u> 1,796
令和2年7月豪雨にて坂本支所が被災したことにより、使用不能となった公用車の購入に要する経費を補正するもの。

・公用車購入：1,796千円（2台）

<u>災害見舞金等支給事業（豪雨災害）（健康福祉政策課）</u> 280,499
令和2年7月豪雨の発生に伴い、各種支援及び手続きに要する経費を補正するもの。

【八代市災害弔慰金等支給審査委員会開催経費】
八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害による死亡者（関連死含む）等に対し支給する災害弔慰金、及び、関連死について自然災害によるか否かを判定する審査会開催に要する経費を補正するもの。

・報酬　：　420千円　・費用弁償　：　16千円

【八代市災害義援金品配分委員会開催経費】
八代市地域防災計画に基づき、災害により被災した市民に対し、義援金品を適正に配分するための災害義援金品配分委員会開催に要する経費を補正するもの。

・報償費　：　59千円　・費用弁償　：　4千円

【災害援護資金貸付金】
八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害による負傷又は住居などに半壊以上の被害を受けた者に対し、貸し付けるもの。

・貸付金　：　280,000千円
半壊　：　32棟（貸付上限：1,700千円）
大規模半壊　：　19棟（貸付上限：2,500千円）
全壊　：　51棟（貸付上限：3,500千円）
</td><td>繰入金

市債
(100%)
繰入金

市債
(100%)
繰入金</td><td>121

1,700
96

280,000
499</td></tr>
</table>

款	補正額	主要事項		特定財源	
		熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金給付事業（こども未来課） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯への熊本県独自の支援として、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給対象世帯に対して、1世帯当たり20千円の生活支援給付金を給付するもの。 （対象者） ① 令和2年6月分児童扶養手当の支給を受けている者 ② 公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る ③ 新型コロナウィルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者 補正額 ・事務費：　489千円 印刷製本費　：50千円 郵便料　：252千円 振込手数料　：187千円 ・給付費：32,200千円 児童扶養手当受給者（1,388世帯）　：27,760千円 児童扶養手当受給者以外（222世帯）：4,440千円	32,689	県支出金 (10/10)	32,689
		福祉避難所運営事業（豪雨災害）（長寿支援課） 令和2年7月豪雨の発生に伴い、高齢者や障がい者等の一般の避難所では生活に支障を来す恐れがある要配慮者を受け入れた福祉避難所に対し、災害救助法等に基づき、開設・運営に要する経費を補正するもの。 ・委託料：3,431千円（安寿の里、保寿寮）	3,431	県支出金 (10/10)	3,431
		避難所運営事業（豪雨災害）（危機管理課） 令和2年7月豪雨に伴う避難所運営に要する経費について補正するもの。 ・消耗品費（衣服等）：3,883千円 ・ガス代等燃料費：207千円 ・避難者食糧費：1,894千円 ・光熱水費・電話料：2,848千円 ・施設修繕：321千円 ・毛布クリーニング代等：1,564千円 ・清掃・警備等委託：26,750千円 ・空調機・物資拠点施設等賃借料：19,082千円 ・空調使用料：49,000千円 ・ガス給湯器購入費：110千円	105,659	県支出金 (10/10)	105,659
		住宅応急修理事業（豪雨災害）（営繕課） 令和2年7月豪雨により被災した住宅について、自らの資力で修理を行うことができない被災者を対象に日常生活に必要な最小限度の応急修理に係る経費を補正するもの。 ・委託料：210,000千円（353件×595千円）	210,000	県支出金 (10/10)	210,000
【衛生費】	3,086,012	**災害廃棄物処理事業（豪雨災害）（循環社会推進課）** 令和2年7月豪雨により被災した家屋等で、り災証明書等の判定が半壊以上のものについて、解体撤去を所有者に代わって市が実施する経費及び坂本地区内に設置する仮置場開設に伴う必要な経費について補正するもの。 ・委託料：3,044,160千円 （損壊家屋等解体及び処分業務委託） ・使用料及び賃借料：15,840千円 （仮置場（ワイワイパーク）敷鉄板、プレハブリース）	3,060,000	国庫支出金 (1/2) 市債 (10%)	1,530,000 306,000
		衛生害虫駆除事業（豪雨災害）（環境課） 令和2年7月豪雨により被災した坂本地区等の衛生環境の悪化を防止するため、公共用地等の防疫活動に係る経費について補正するもの。 ・委託料：1,014千円（防疫業務）	1,014	県支出金 (2/3) 繰入金	676 338

款	補正額	主要事項		特定財源	
		ごみ収集管理事業（豪雨災害）（環境センター管理課） 令和2年7月豪雨により被災した坂本地区の一部において、集積所に設置してあった可燃物の収集箱が流出したことから、必要な収集箱の設置に係る経費について補助するもの。 ・収集箱設置補助 ： 2,700千円（38個）	2,700	寄附金	2,700
		災害し尿処理事業（豪雨災害）（環境課） 令和2年7月豪雨により被災した坂本地区等における仮設トイレ設置・撤去及び汲み取りし尿収集運搬等に係る経費について補正するもの。 ・消毒液購入費 ： 377千円 ・仮設トイレ設置・撤去業務委託 ： 330千円 ・浄化槽汚泥収集運搬及び処分業務委託 ：18,288千円 ・仮設トイレ清掃業務委託 ： 779千円 ・仮設トイレリース料 ： 2,524千円（59基）	22,298	国庫支出金 (1/2) 市債 (10%) 繰入金	9,144 1,800 4,010
【農林水産業費】	1,556	**農業政策一般事務事業（豪雨災害）（農林水産政策課）** 令和2年7月豪雨により被災した坂本農林水産地域事務所の公用車購入に係る経費について補正するもの。 ・公用車購入 ： 1,556千円（1台）	1,556	市債 (100%) 繰入金	1,500 56
【土木費】	4,456	**道路改良一般事務事業（豪雨災害）（土木課）** 令和2年7月豪雨により被災した地域の復旧事業に必要な事務用品等に係る経費を補正するもの。 ・消耗品費 ： 267千円 ・燃料費 ： 200千円 ・車両リース料： 728千円（坂本建設地域事務所2台） ・備品購入費 ： 2,760千円（坂本建設地域事務所 公用車1台 草刈り機・チェンソー各2台）	3,955	市債 (100%) 繰入金	2,500 1,455
		二見川渇水対策施設維持管理事業（豪雨災害）（土木課） 令和2年7月豪雨により被災した二見川渇水対策施設の管理用道路の修繕に係る経費を補正するもの。 【二見川渇水対策施設維持管理基金活用事業】 ・修繕料 ： 501千円	501	繰入金	501
【消防費】	896	**防災行政無線整備事業（豪雨災害）（危機管理課）** 令和2年7月豪雨により被災した防災行政無線の屋外拡声子局調査を委託する経費について補正するもの。 ・防災行政無線屋外拡声子局調査委託 ： 896千円	896	繰入金	896

<table>
<tr><th>款</th><th>補正額</th><th>主　要　事　項</th><th colspan="2">特定財源</th></tr>
<tr><td>【教育費】</td><td>5,760</td><td>
<u>新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校管理運営）（教育政策課）</u> 374
小学校において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたため、施設の消毒に係る経費を補正するもの。

・消毒業務委託料 ： 374千円

<u>小・中学校管理運営事業（豪雨災害）（教育政策課）</u> 3,560
令和2年7月豪雨により通学路が寸断された、八竜小学校及び坂本中学校について、日奈久小中学校の空き教室を活用し教育活動を再開することとしたが、使用する教室に空調設備の設置がないため、設置型エアコンのレンタルに係る経費を補正するもの。

・エアコン賃借料（期間：R2.8月～R3.3月）
日奈久小（6台）：2,599千円（八竜小6教室分）
日奈久中（2台）：　961千円（坂本中2教室分）

<u>就学援助事業（小・中学校）（豪雨災害）（学校教育課）</u>
<u>就学援助事業（豪雨災害）　（教育政策課）</u> 1,826
令和2年7月豪雨により家屋が被災した世帯及び休業、離職等を余儀なくされ収入が著しく減少した世帯に対し、罹災証明書の確認や申請時の収入に基づく審査を行い、学用品費や給食費等の援助を行うための経費を補正するもの。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>小学校（19人）</th><th>中学校（10人）</th><th>合　計</th></tr>
<tr><td>学用品費等</td><td>347千円</td><td>271千円</td><td>618千円</td></tr>
<tr><td>給 食 費</td><td>736千円</td><td>472千円</td><td>1,208千円</td></tr>
</table>
</td><td>国庫支出金（臨）

国庫支出金（2/3）
繰入金

繰入金</td><td>374

2,372
1,188

1,826</td></tr>
<tr><td>【災害復旧費】</td><td>7,251,318</td><td>
令和２年７月豪雨で被災した施設の災害復旧経費を補正するもの。

<u>農業施設災害復旧事業（豪雨災害）（農地整備課）</u> 253,512
坂本町田上農道等　４０３箇所
被災状況調査・測量設計委託　１地区（二見）
路肩・路面崩壊等復旧工事　４０３箇所

<u>林道施設災害復旧事業（豪雨災害）（水産林務課）</u> 144,000
林道坂本山江線等　３１路線
測量設計委託　３１路線

<u>漁業施設災害復旧事業（豪雨災害）（水産林務課）</u> 41,275
植柳漁港等　２箇所
流木撤去・浚渫工事　２箇所

<u>道路橋梁施設災害復旧事業（豪雨災害）（土木課）</u> 4,646,800
市道市ノ俣線等 １０５路線
崩土・落石・倒木除去等　７７路線
測量設計委託　２７路線
路肩崩壊等復旧工事　３１路線

下大野川４号橋　１橋梁
測量設計委託　１橋梁
橋脚崩壊復旧工事　１橋梁

<u>堆積土砂排除事業（豪雨災害）（建設政策課）</u> 1,226,337
宅地等に堆積した土砂や流木等の除去、運搬、処分

・消耗品費　：　1,497千円（土のう袋等）
・燃料費　：　441千円
・委託料　：　1,224,000千円
・車両リース料：　399千円（1台）
</td><td>分担金
県支出金（9.32/10・8.36/10・1/2）
市債（90%・65%）
繰入金

市債（90%・65%）
繰入金

県支出金（6.5/10）
市債（90%）
繰入金

国庫支出金（66.7%）
市債（100%）
繰入金

国庫支出金（1/2）
県支出金（1/2）
市債（100%）
繰入金</td><td>12,660
199,236

32,500
9,116

77,200
66,800

26,828
12,900
1,547

2,676,671
1,668,900
301,229

600,000
12,000
612,000
2,337</td></tr>
</table>

款	補正額	主要事項		特定財源	
		河川施設災害復旧事業（豪雨災害）（土木課） 板持川等　３９河川 護岸改修、土砂・流木撤去等　３１河川 測量設計委託　７河川 護岸崩壊復旧工事　１８河川	402,620	国庫支出金 (66.7%) 市債 (100%) 繰入金	228,594 149,500 24,526
		港湾施設災害復旧事業（豪雨災害）（土木課） 日奈久港　１港 湯ノ迫樋門開閉装置修繕	2,629	繰入金	2,629
		公園施設災害復旧事業（豪雨災害）（都市整備課） 球磨川河川緑地等　４公園 土砂・流木撤去等　３公園 測量設計委託　１公園 トイレ復旧工事　２公園	526,300	国庫支出金 (66.7%) 市債 (100%) 繰入金	302,818 221,900 1,582
		商工施設災害復旧事業（豪雨災害）（観光・クルーズ振興課） 左座家 水道管修繕　：　208千円 観光物産案内所（新八代駅） 空調設備設置工事　：2,200千円 観光漁業基地三ツ島 流木等撤去　：3,058千円	5,466	市債 (100%) 繰入金	2,400 3,066
		総務施設災害復旧事業（豪雨災害）（資産経営課）（情報政策課） 旧泉第一小学校　１個所 グラウンド法面崩落修繕　：　1,779千円 坂本地区携帯電話伝送路 携帯電話伝送路修繕　：　600千円	2,379	市債 (100%) 繰入金	2,300 79
合計	11,031,600				

特別会計補正予算

（単位：千円）

<table>
<tr><th>会　計</th><th>補正額</th><th>主　要　事　項</th><th colspan="2">特定財源</th></tr>
<tr><td>介護保険</td><td>121</td><td>

介護保険認定調査事業（豪雨災害）（長寿支援課） 121

令和2年7月豪雨により、坂本支所に配置していた介護認定調査員用のパソコン2台が使用不能となったことから、新たにリース契約をする経費を補正するもの。

・介護認定支援システムリース料　：121千円（2台）

【債務負担行為の追加】　単位：千円

<table>
<tr><th>事　項</th><th>期　間</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>介護認定支援システムリース経費（坂本支所分）</td><td>令和3～5年度</td><td>468</td></tr>
</table>

</td><td>繰入金</td><td>121</td></tr>
<tr><td>ケーブルテレビ事業</td><td>36,600</td><td>

ケーブルテレビ災害復旧事業（豪雨災害）（情報政策課） 36,600

令和2年7月豪雨にて被災したケーブルテレビ施設設備の修繕、及び告知放送受信機の購入に要する経費を補正するもの。

・施設修繕　：30,000千円
・告知放送受信機購入　：6,600千円（300個）

</td><td>市債
（100%）</td><td>36,600</td></tr>
</table>

企業会計補正予算

（単位：千円）

<table>
<tr><th>会　計</th><th>補正額</th><th>主　要　事　項</th><th colspan="2">特定財源</th></tr>
<tr><td>簡易水道事業</td><td>196,000</td><td>

簡易水道維持管理事業（豪雨災害）（水道局） 196,000

令和2年7月豪雨により被災した坂本及び泉地域の簡易水道施設の災害復旧に必要な経費を補正するもの。

・取水施設
　修繕費　：105,000千円（坂本10か所、泉1か所）

・送配水施設
　修繕費　：91,000千円（坂本 3か所、泉1か所）

【一時借入金の限度額の変更】
令和2年7月豪雨により多額の災害復旧費が必要であるが、主な財源である国県補助金及び災害復旧債の受け入れについては国の査定後となり、資金不足が生じる見込みであることから補正するもの。

補正後額		補正前額		補正額
150,000千円	－	50,000千円	＝	100,000千円

</td><td>国庫支出金
（1/2）
市債
（100%）</td><td>98,000

98,000</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>196,000</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>